

有効期間満了日 令和13年3月31日

熊生環第609号

令和7年8月29日

盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行等に係る趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）

盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）が令和7年6月20日に公布され、その一部が本年9月1日から施行されることとなった。

今回一部施行される法の趣旨、要点及び運用上の留意事項について、警察庁から別添「盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行等に係る趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）」（令和7年8月20日付け警察庁丙生企発第60号ほか）のとおり示されたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「盜難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の一部施行等に係る趣旨、要点及び運用上の留意事項について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。